

(有添付物)

国海查第 511号の 3

平成 29 年 3 月 3 日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会  
専務理事 澤山 健一 殿

国土交通省 海事局

検査測度課長 岩本 泉

有害水バラスト処理設備の型式指定等業務要領の一部改正について(通知)

今般、別紙のとおり有害水バラスト処理設備の型式指定等業務要領の一部を改正しましたので、お知らせ致します。



平成29年3月3日  
海事局検査測度課

「有害水バラスト処理設備の型式指定等業務要領」の改正のポイント

1. 改正の概要

改正点①新G8の取り入れ（第3章3.8～3.14、第4章4.4～4.6関連）

（変更前）旧G8による承認

（変更後）旧G8による承認に加えて、新G8による承認を併存させるため、新G8の要件を追加。主な要件は次のとおり。

- ①低水温下（0°C～10°Cのうち可能な限り低温）及び高水温下（20°C～40°Cのうち可能な限り高温）での性能確認
- ②塩分濃度を海水、汽水及び淡水のうちの2種から、海水、汽水及び淡水の3種に変更。
- ③処理後水質検査までタンク内に留め置く期間（長いほど、生物は死滅する傾向）を、一律5日間から、より短期間に任意設定可能。

改正点②その他所要の改正（第3章3.8.1関連）

（変更前）旧G8では、試験条件によって、温度や塩分濃度等の使用を制限する規定なし。

（変更前）新G8では、試験条件によって、温度や塩分濃度等の使用を制限する設計上のシステム制約（SDL：System Design Limitation）の規定を追加。使用を制限する場合には、その旨を新G8の証書に反映。これに伴い、新G8の証書の様式が変更。

2. 今後のスケジュール

公布：平成29年3月3日

施行：平成29年3月3日